

令和2年8月31日

関係機関・団体の長 様

鹿児島県商工労働水産部  
外国人材受入活躍支援課長

外国人材の受入れに関する企業向け相談窓口の設置について（通知）

県政の推進につきましては、かねてから多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、県では、外国人材の雇用や在留資格等に関する相談に無料で対応する相談窓口を下記のとおり設置することとしました。

つきましては、貴団体の構成員や、関係機関・団体等への周知について、御協力をよろしくお願いします。

記

1 目的

外国人材の雇用や在留資格等に関する企業向けの相談窓口を設置することにより、県内企業における外国人材の適正な受入れや雇用環境の整備を促進し、外国人材が安心して働き、暮らすことができる環境の形成を図る。

2 対象

外国人材を受け入れている、又は受入れを検討している県内に事業所を有する企業等

3 相談方法、相談日時

原則、面談で、相談日時は相談申込書の受付後に相談者の御希望を踏まえて決定

4 相談対応

制度や実務に精通した行政書士が対応

5 予約の方法

FAX又はメールにより、「相談申込書」を当課へ提出  
（9月1日（火）から予約の受付を開始）

- ・ FAX：099-286-3599
- ・ E-mail：g-katsuyaku@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 相談申込書：①別添チラシの裏面に掲載  
②9月1日（火）に、県ホームページにデータを掲載予定  
（「鹿児島県、外国人材、受入れ、相談」で検索）

※ 予約から相談までの流れは、別添チラシを御参照ください。

6 相談料  
無料

【問合せ先】

外国人材活躍支援係 担当：外（ほか）  
電話：099-286-3080 FAX：099-286-3599  
e-mail：g-katsuyaku@pref.kagoshima.lg.jp

# 外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の雇用手続や在留資格等について、行政書士が原則、面談で相談に対応します。  
(内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。)

対 象

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している  
県内に事業所を有する企業等

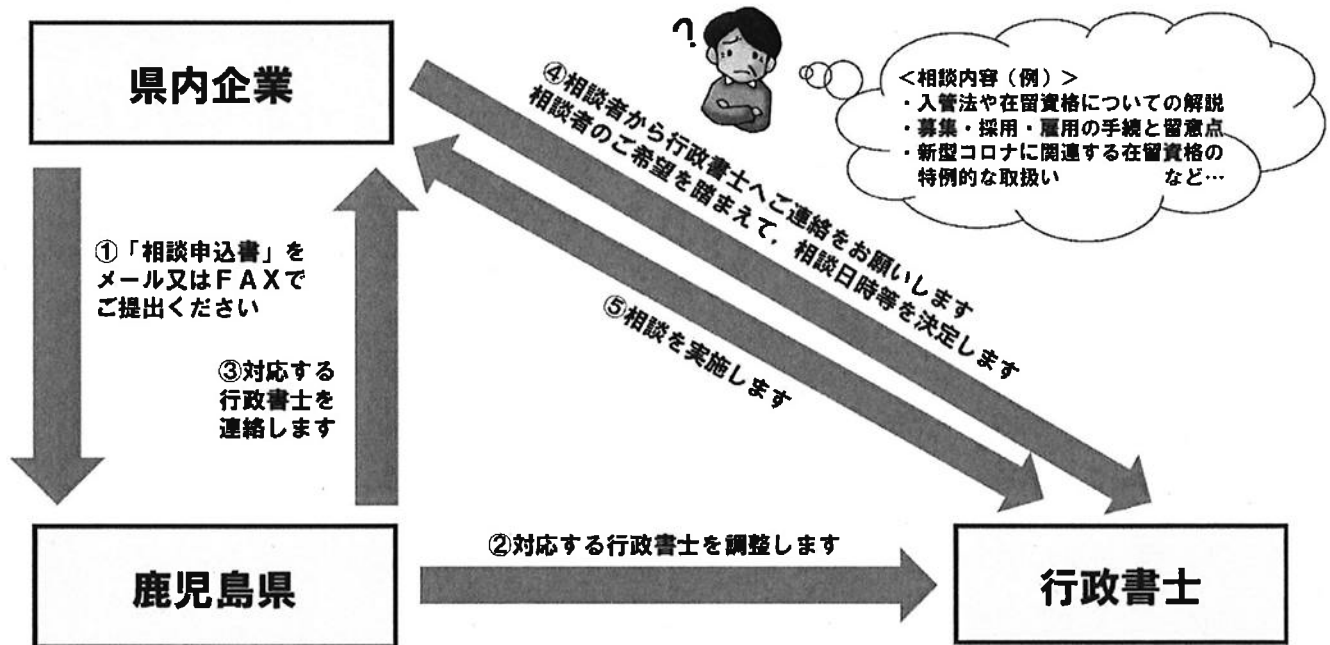
相談  
無料

? 相談例 ?

- ・ 入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・ 外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する在留資格の取扱いについて教えてほしい。

※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

## ～ 相談の流れ ～



お申し込みはこちら

FAX: 099-286-3599 裏面の「相談申込書」を送信してください。

E-Mail: g-katsuyaku@pref.kagoshima.lg.jp 県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、メールで送信してください。メールの件名は「外国人材相談窓口」としてください。

鹿児島県 外国人材 受入れ 相談 検索

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材受入活躍支援課 TEL: 099-286-3080

## 鹿児島県 外国人材の受入れに関する企業向け相談窓口 相談申込書

以下の記入欄にご記入の上、上記へFAX又はE-mailによりお送りください。  
申し込みの受け付け後、ご記入いただいた「連絡先」あてに担当者がご連絡します。

ふりがな	
事業所名	
業 種	
事業所 住 所	
ふりがな	
相談者氏名	
連 絡 先	電話： メール：
相談希望時期 <small>※場合によっては、ご希望に添えない場合もございます。 ご了承ください。</small>	月 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬 頃 <small>※希望する時期を囲んでください</small>
相談内容	<u>相談したい分野を囲んでください（複数選択可）</u> 出入国在留管理 ・ 在留資格の変更 ・ 技能実習制度 ・ 特定技能の制度 就労ビザの取得 ・ 留学生の雇用 ・ 新規入国者の雇用 ・ その他  <u>相談の概要を記入してください</u>

※ご提出いただいた企業情報や相談内容は、法令に定めのある場合や御社が同意されている場合を除き、目的外利用をすることや、第三者に提供することはありません。

事務局記入欄			
受付日	年	月	日
		連絡日	年
			月
			日